

亀山市 障害児福祉手当のしおり（令和 8 年度版）

1.障害児福祉手当とは

20歳未満の方で、重度の障害のため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給される手当です。

2.対象となる方

20歳未満の方で、別表のいずれかに該当する方が対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- ①障害を支給事由とする公的年金を受けることができる方
- ②児童福祉法で定める障害児施設などに入所されている方
- ③本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

<別表>

- 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
 - 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 5 両下肢の用を全く廃したもの
 - 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
 - 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
 - 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

3.所得制限について

この手当の申請者本人、その配偶者又は生計をともにする扶養義務者の前年の所得額が、下記の限度額を超えるときは、手当が支給されません。

限度額 (単位：円、令和 8 年 8 月以降適用)

扶養親族等の数	受給資格者本人		受給資格者の配偶者及び扶養義務者	
	所得額 (※ 1)	参考：収入額の 目安 (※ 2)	所得額 (※ 1)	参考：収入額の 目安 (※ 2)
0	3,758,000	5,372,000	6,287,000	8,319,000
1	4,138,000	5,848,000	6,536,000	8,586,000
2	4,518,000	6,324,000	6,749,000	8,799,000
3	4,898,000	6,776,000	6,962,000	9,012,000
4	5,278,000	7,198,000	7,175,000	9,225,000
5	5,658,000	7,620,000	7,388,000	9,438,000

※ 1 所得額は、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額です。

※ 2 ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額です。

※ 3 申請者本人に、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1 人につき 10 万円が限度額に加算されます。

※ 4 申請者本人に、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19 歳未満の者に限る。)があるときは、1 人につき 25 万円が限度額に加算されます。

※ 5 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族 1 人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち 1 人を除いた老人扶養親族 1 人につき) 6 万円が限度額に加算されます。

※ 6 災害により住宅等に損害を受けたときは、所得による支給制限の特例を受けられる場合がありますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

※ 7 平成 30 年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について原則 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を原則 10 万円引き上げることとされました。

4.手当額

手当額は、月額16,560円です。

なお、手当額は、物価スライドにより改定される場合があります。

5.申請窓口 手続きの方法

次の書類を添えて、上記の申請窓口に提出してください。

用紙は、あいあい5番窓口で配布しています。

①認定請求書

②障害の程度についての医師の診断書

③所得状況届

④特別障害者手当振込口座指定書（通帳を持参ください）

⑤同意書

（※①認定請求書と③所得状況届には個人番号の記載が必要となりますので、認定を受けようとする者と、その配偶者及び扶養義務者の個人番号が確認できる書類をご用意ください。）

6.認定・支給方法

提出された書類を審査し、認定の可否を決定します。

認定されると、申請された月の翌月分からの手当が支給されます。

手当は、毎年2月、5月、8月、11月に、支払月の前月までの分が支払われます。

7.受給後の手続きについて

現況届

毎年、8月に案内文書をお送りしますので、期日までに、必要書類とともに提出してください。現況届を提出されないままにしておくと、手当を受ける資格がなくなります。

有期更新

有期認定期間の期限が切れる前に案内文書をお送りしますので、期限内に請求書及び診断書を提出してください。提出された診断書を審査し、受給資格の有無を決定します。提出期限までに提出されないと、手当を受け取ることができなくなる場合があります。

氏名変更届、支払口座変更届

氏名や支払い口座が変わったとき、変更届を提出してください。

住所変更届

住所が変わったとき、新しい住所の市区町村に変更届を提出してください。

所得状況の変更届

扶養義務者と同居又は別居するようになったときや結婚又は離婚されたとき、所得状況の変更届を提出してください。

資格喪失届、死亡届

手当を受ける資格がなくなったときは、資格喪失届や死亡届を届け出てください。
届出をしないまま手当を受給されますと、手当を受ける資格がなくなった月の翌月から過払いとなり、その期間に受給された手当を返していただくことになります。

手当を受ける資格がなくなる場合の主な例は次のとおりです。

- ①障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ②児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されたとき
- ③障害の程度が支給基準に該当しなくなったとき
- ④日本国内に住所を有しなくなったとき
- ⑤死亡されたとき

問合せ先：亀山市健康福祉部地域福祉課障がい者支援グループ

TEL0595-84-3313